

指定管理業務点検・評価シート（令和3年度業務）

令和4年9月6日

施設名	とりぎん文化会館 (鳥取県立県民文化会館)	所在地	鳥取市尚徳町101-5
施設所管課名	文化政策課	連絡先	0857-26-7839
指定管理者名	公益財団法人鳥取県文化振興財団	指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日

1 施設の概要

設置目的	県民の文化振興を図るため
設置年月日	平成5年10月1日
施設内容	○敷地面積：32,056.84㎡ ○建物面積：19,522.48㎡ ○施設内容：梨花ホール（最大2,000席）、小ホール（最大500席）、第1～第10楽屋、リハーサル室、第1～第4練習室、展示室、第1～第8会議室、会議準備室、フリースペース
利用料金	
開館時間	午前9時～午後10時
休館日	○毎月第2、4、5月曜日（当該月曜日が休祝日の場合は、その翌日の休祝日でない日） ○年末年始（12月29日から1月3日まで） ○施設・設備の保守点検を行う日

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	①施設設備の保守管理及び修繕 ②施設の保安警備、清掃等 ③管理施設の利用の許可、施設利用料の徴収等に関する業務 ④その他施設の管理に必要な業務 ⑤県民文化会館を利用した文化芸術の振興に関する業務 ⑥県内全域を対象とする文化芸術の振興に関する業務
---------	---

3 施設の管理体制

(令和4年3月1日現在)

管理体制	正職員：24人、非常勤職員：7人、臨時的任用職員：2人〔計33人〕
	<p>館長（正職員1）</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務部〔事務・施設利用〕 （正職員7、非常勤3、臨職1） — 企画制作部〔文化事業実施〕 （正職員9、非常勤3、臨職1） — 技術管理部〔舞台技術・施設管理〕 （正職員8、非常勤1）

4 施設の利用状況

利用者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	3年度		10,984	8,260	8,400	9,343	8,428	14,303	17,212	14,513	12,762	8,313	4,699	10,347
2年度		887	898	3,635	4,953	4,932	6,083	9,006	17,491	10,460	5,455	5,306	9,450	78,556
増減		10,097	7,362	4,765	4,390	3,496	8,220	8,206	△2,978	2,302	2,858	△607	897	49,008

利用料金収入 (千円)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	3年度		10,854	3,831	3,388	2,954	2,966	2,696	4,849	4,268	4,200	3,125	1,892	6,087
2年度		8,054	-2	603	1,969	621	2,373	3,355	2,986	4,036	2,497	2,049	3,385	31,926
増減		2,800	3,833	2,785	985	2,345	323	1,494	1,282	164	628	△157	2,702	19,184

5 収支の状況

(単位：千円)

区 分		3 年度	2 年度	増 減	
収入	事業収入	利用料金収入	51,115	31,926	19,189
		チケット・参加料収入	5,023	2,435	2,588
		小 計	56,138	34,361	21,777
	事業外収入	県委託料	273,354	273,695	△ 341
		手数料ほか収入	22,386	13,182	9,204
		小 計	295,740	286,877	8,863
計	351,878	321,238	30,640		
支出	人 件 費	127,938	114,657	13,281	
	管理運営費	179,656	163,980	15,676	
	事 業 費	35,895	24,169	11,726	
	計	343,489	302,806	40,683	
収 支 差 額		8,389	18,432		

6 労働条件等

確認項目	状況				備考	
	常勤正職員	非常勤職員 (無期労働 契約)	非常勤職員 (事務・技 術)	臨時的任用 職員		
雇用契約 ・ 労使協定	労働条件の書面による提示	・職員就業規則 ・労働条件通知書	・非常勤職員就業規則 ・労働条件通知書		左記に準じ る	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	作成・届出済	作成・届出済	作成・届出済	—	※常時10人以上の労働者を起床 する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	・時間外労働・休日労働に関する協定書				※労働基準監督署長への届出が 必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	8 時間				※幅がある場合は上限、下限を 記入
	時間管理の手法	自己申告、使用者の現認				※タイムカード、ICカード、自己申 告、使用者の現認などの別を記 入
	休暇、休日の状況	・概ね4週間当たり8日間の週休日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日数(土曜日 と重複する日を除く) ・年未年始(12/29~1/3) ・年次有給休暇 ・その他の休暇 有給：病気休暇、 特別休暇、 子の看護休暇 無給：育児・介護 休暇、 海外随伴休暇	・年次有給休暇 ・その他の休暇 有給：特別休暇、 子の看護休 暇 無給：育児・介護 休暇		左記に準じる 左記に準じる	※幅がある場合は上限、下限を 記入
給与	給与金額	304千円/月	201千円/月	172千円/月	162千円/月	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適	適	適	※適否を記入
	支払い遅延等の有無	無	無	無	無	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	年 1 回				
	産業医の選任	選任の要否：否	選任状況：なし			※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：舞台技術室長より選任			※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：なし			※規模の要件あり
安全衛生推進者(衛生推進者)の選任	選任の要否：要	選任状況：総務課担当職員より選任			※業種・規模の要件あり	

7 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 み 内 容
利用促進	<p>〔利用者の利便性の向上〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コロナ禍においても施設を安心・安全に使用できるよう、ホール客席の抗菌処理や、空調設備の改修、練習室・会議室・トイレ等へのオゾン除菌・消臭機の設置など新型コロナウイルス感染防止対策強化のための整備を行った。 ○電話音声自動応答装置を新たに導入し、外部からの問合せ内容に応じて希望の部署に繋がる仕組みを構築し、利便性の向上に努めた。 ○受付窓口を1ヵ所に集約し利用者及びチケット購入者の対応を一元管理した。 <p>〔施設利用者への情報揭示サービス〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受付窓口付近にはデジタルサイネージを設置し、館内のお知らせ等を動画形式で流すなど視覚的にも利用者や来館者に伝わりやすい情報の発信に努めた。
施設周辺の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○文化芸術による地域の発展に向けて、県内の関係団体・企業等と共に歩むパートナーの獲得を図るため、新たに「パートナー企業制度」を設置し、文化芸術を活用した社会貢献への取組を行った。 ○レストラン管理運営事業者や図書館、公文書館と連携し、周辺の賑わいづくりに協議を重ね、レストラン施設内で絵本の貸出サービスやコンサートの開催など施設の賑わいの創出に努めた。
地域懇談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で実施する文化芸術事業及び施設の運営・事業について意見を聴き、企画・運営に的確に活かすために地域懇談会を令和3年度より設置し、年2回開催した。
市・教育機関との連携協力	<ul style="list-style-type: none"> ○地元大学の学生や大学演劇サークル、東部地区高校演劇部に対して舞台技術研修会を開催するなど若者に対する会館及び舞台の理解に努めた。

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ○施設内にメッセージBOXを設置 ○施設利用報告書に利用者の意見を求める欄を追加 ○電話、FAX、Eメールによる意見等の受付 ○地域懇談会の設置・開催 ○外部評価委員からの意見徴収 ○県への「県民の声」による意見受付
------------	---

利用者からの苦情・要望	対応状況
講演中に声が途切れたりトラブルが発生した。マイク充電に気をつけて欲しい。	マイク電池残量のチェックと、長時間の会議等での利用の際は交換用の電池を準備し同様のトラブルが無いよう再度徹底する。
コロナ関係で、消毒液や非接触型体温計等を施設側で準備して欲しい。	検温器の貸出しの運用を開始した。
蛍光灯が時々チラチラしている。	照明器具の修繕にて対応した。
コピー機のそばに荷物置きのための台か椅子などがあるとよい。	荷物置き用の机を設置した。
入口仕切り板にスポットライトが当たらずに掲示物が見づらい。	照明を追加で設置した。
第4練習室の扉の風切り音が若干気になる。	扉の隙間を塞ぐ修繕を行った。
ピアノの音が少し高く、音の響きが少し悪かった。	定期的に調律師による調律を実施し対応した。
ドアストッパーの破損が多い。	点検し、新しいものに交換した。

利用者からの積極的な評価

〈職員への対応〉

- ・当日申し出た事項についても、きめ細やかに対応いただいた。
- ・舞台について急な変更にも速やかに丁寧に対応していただいた。
- ・設備等の説明もていねいで分かりやすかった。
- ・舞台技術スタッフのみならず短い日程の中で色々とお無礼なお願いをしたが快く対応していただいた。
- ・こちらの要求に対してきばきと対応してくれた。
- ・親切丁寧な対応をいただいた。
- ・音声トラブル等に素早く対応していただいた。
- ・セッティングを全てしていただいた。
- ・アンケートにエアコンの臭いについて書いたとき直ぐ駆けつけて具体的に内容を聞いて下さり嬉しかった。
- ・挨拶してもらい気持ちよかった。
- ・分からない事を丁寧に教えていただいた。
- ・電話連絡等も細やかな対応をしていただいた。
- ・急な要望にも直ぐに対応していただいた。
- ・ピアノの移動を何度もお願いしたが、快く対応していただいた。
- ・スタッフの挨拶に好感が持てる。

〈施設設備〉

- ・トイレがとてもきれいでした。
- ・建物がきれい。エレベーターが入口に近く利用しやすい。
- ・とても綺麗な会議室で設備も整っている。
- ・設備も揃っていて、とても利用しやすかった。
- ・とても素晴らしい施設で美しい。
- ・必要な設備が十分に揃っていた。
- ・自然光がたくさん入る間取りで良かった。
- ・試験会場として相応しい。

9 指定管理者による自己点検

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕

令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の中止や延期、施設利用キャンセル等の対応を余儀なくされたが、長引く新型コロナウイルス禍において実演芸術のもつ効用が改めて認識されたことが大きな転機となり、鳥取県の方針に基づいた感染症拡大防止対策を徹底した上で、来場者や利用者等の理解を求めながら実演芸術を中心とした実施事業の充実に努めるとともに、施設の適切な管理運営を行った。

〔利用者目線の施設づくりと安心・安全・快適な施設管理〕

○会館の貸館機能の提供にあたっては、利用者等の安全第一、公平公正を基本とし、利用者目線を心掛けたサービスの向上に努めた。

○受付窓口を1カ所に集約することで利用者及びチケット購入者の対応を一元管理し、総合的な窓口としてサービスが充実できるよう整備した。また受付窓口付近にはデジタルサイネージを設置し、館内のお知らせ等を動画形式で流すなど視覚的にも利用者や来館者に伝わりやすいよう工夫し、情報の発信に努めた。

○利用者への利便性等の向上のため、施設設備の改修や備品の更新等について、施設設備の状態や利用者の声等をもとにニーズを捉え、状況に応じて県の協力を得ながら段階的に整備等を行ってきた。令和3年度はホール客席の抗菌処理や、空調設備の改修、練習室・会議室・トイレ等へのオゾン除菌・消臭機の設置など新型コロナウイルス感染防止対策強化のための整備を中心に行った。

○これまで開催してきた県民文化会館の利用者懇談会、倉吉未来中心の運営懇談会、鑑賞事業選定等の企画事業検討会議の組織を発展的に改組し、県内3地域に文化芸術関係者等38名の委員から構成する地域懇談会を新たに設置して、施設の運営並びに地域の文化芸術の振興を担うための財団のあり方等について意見交換を行い、財団実施事業の企画運営等に活かした。

○地元大学の学生や大学演劇サークル、東部地区高校演劇部に対して舞台技術研修会を開催するなど若者に対する会館及び舞台の理解に努めた。また東部地区の文化施設の技術職員と情報交換も含めた施設間交流を行うことで舞台技術の活性化を図った。

〔独自財源確保と地域貢献・寄付文化の醸成〕

○文化芸術による地域の発展に向けて、県内の関係団体・企業等と共に歩むパートナーの獲得を図るため、新たに「パートナー企業制度」を設置し、トップセールスを積極的に展開しながら県内企業・団体等を訪問し、文化芸術をツールとした社会貢献への取組に繋げるとともに、独自財源確保と寄付文化の醸成を目指した。

○文化庁等の助成金を獲得し、新型コロナウイルス感染症対策に係るサーマルカメラ等の機器の整備により感染症対策の強化を図るとともに、事業運営においては、内容の充実に図りながら良質な実演芸術の鑑賞等の機会を広く県民に提供し、鑑賞者や活動者の拡大へと繋げた

〔効率的かつ効果的な施設運営〕

○施設設備を適法に維持管理するため、必要に応じ専門的知識・技能を有する専門業者へ委託した。また、各設備等の保守点検等の業務委託は、業務一括複数年契約、倉吉未来中心との2館一括複数年契約を導入しており、定期的な2館の施設管理に関する情報共有を行うことで将来発生する不具合の予測や対策を行うことに努め、効率的な運営を行った。

○施設設備の経年劣化が顕著となっており、故障の発生頻度が高くなったり、既存機器部品の生産終了等により修理できない箇所が生じていることから、中長期整備計画に沿って、必要に応じて県への改修等の要望、或いは会館で修繕をするなどの環境整備に取り組んだ。

○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、文化庁助成金を活用しながら、安心・安全に利用できるよう環境整備に取り組み、鳥取県の方針に基づいた感染症拡大防止対策の徹底に努めた。

○臨時休館を活用し、突発的に発生した不具合を先送りしないよう、安全面と経済面から判断して効率的な修繕（直営又は2次委託）を行うことにより、利用者への安全・安心をより一層担保出来るよう取り組んだ。
○施設の利用がないエリアを消灯したり、既存照明機器からLED照明に変えることでエネルギー使用量を削減する省エネルギー対策に努めるなど、光熱水費等の固定費の節減、施設運営の効率化に積極的に取り組んだ。
○鳥取県版環境管理システム（TEASⅡ種）の更新審査を受け、環境改善目標の計画的な実施により環境負荷の低減に努めたほか、地域の一員として道路管理者と協力し、ボランティアロード（国道53号線歩道）の清掃等の活動に取り組んだ。
○電話音声自動応答装置を新たに導入し、外部からの問合せ内容に応じて取り次ぎなく希望の部署に繋がる仕組みにより、職員の業務効率化を図るとともに、利便性の向上に努め、よりスムーズで正確なコミュニケーションの実現へと繋げた。
○公益法人会計に則った適正な会計事務を進めるため、公認会計士の指導を受けながら新たな会計システムを導入し、経営面の健全な体制の整備を図った。

【男女共同参画等の推進】

○鳥取県の「イクボス・ファミボス宣言」を行っており、長時間労働の削減、休暇制度等の積極活用等、男女が共に働きやすい職場環境づくりと、ワーク・ライフ・バランスの意識醸成に努めた。
○財団評議員及び理事の改選にあたって、男女それぞれの比率を40%以上とし、経営サイドにおいても男女共同参画の推進に努めた。

【コロナ禍での新たな文化芸術事業の取組】

新型コロナウイルス感染症の影響により社会、経済が大きく変化し、事業の延期や中止など厳しい状況が続く中、危機を乗り越えるべくコロナ禍での活動の可能性や文化芸術の役割について明確にして、財団で実施する文化芸術事業をSTAGE1からSTAGE3に体系化し、総合的かつ計画的に実施していくこととした。加えて、令和3年度から地域をステージに、アウトリーチを事業の基軸として、第一線で活躍するアーティストが会館に集い、会館から地域へ、そして全国へ質の高い文化芸術を創造・発信し、アートとともに人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が絆を形成するための環境づくりを目指し「とっとりひと・まち元気！ ライブ・アート・プロジェクト」を展開した。

○文化芸術の振興と創造・発信事業

県民が良質の実演芸術に触れ、感動し、豊かな心を育むことを目的に、国内外の質の高い鑑賞公演の提供や、市町村との連携による地元施設での演奏会の実施、次代を担う若者の育成と文化芸術への参画の強化、鳥取県出身・在住のプロのアーティストを起用した事業や、これまで実演芸術にあまり縁の薄かった方々へのアプローチなど、多彩かつ広域に「ひと」と「まち」が元気になる事業を展開した。また、鳥取県の特徴ある地域文化を基に、地元活動者と協働してオリジナル作品を制作することにより、鳥取県の特徴ある地域文化と実演芸術の魅力を発信した。

- ・鑑賞事業事業9公演（財団自主財源事業）/ 特別共催事業9公演
- ・財団プロデュース公演 《舞踊》 生演奏によるバレエ『コッペリア』全3幕
- ・芸術鑑賞教室（学校向け公演）12校

○文化芸術活動支援及び人材育成事業

鳥取県の未来を担う若手活動者や若年層に対するプロデュース公演や鑑賞事業と連携したワークショップ等の継続的な実施により、会館を拠点とした文化芸術のコミュニティの構築に努めた。加えて、子どもや青少年をはじめ、年齢や障がいの有無、または経済的な理由いかんにかかわらず、誰もが芸術に触れ、気軽に楽しむことができる鑑賞や体験の機会の提供により、将来の文化芸術の担い手としての裾野の拡大を図るとともに、若年層や本格的な大ホールでの鑑賞機会が少ない市町村在住者を対象に、市町村と連携して、質の高い実演芸術の鑑賞機会を提供し、潜在的鑑賞者の掘り起こしと活動者の更なる育成に努めた。

- ・次世代育成事業
トライアート12事業 / ととりの芸術宅配便 17校 / とっとり地域創造 5公演、ワークショップ2回

○鳥取県立県民文化会館の特色を活かした事業

豊かで特色のある県民文化の育成と振興に寄与する場として活用するため、関係施設と連携した管理運営・事業を行うとともに、財団独自に各種文化芸術事業を行い、指定管理を受けている施設の賑わいの創出に努めた。

- ・地域の賑わい創出事業 4事業 / 教育機関連携事業 2事業

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕

○利用者の利便性の向上について

令和3年度は前年同様、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う利用の変更・キャンセル対応及び利用に係る感染予防対策の依頼や利用後の施設・備品の消毒対応に苦慮したが、対策の一層の徹底及び施設利用者の安心・安全確保のため利用時間を30分繰り上げするなどして対応を図った。今後も変化する状況に適切に対応しつつ、新たに導入した施設予約システムの効果的な活用により、申込み等の手続きの簡素化やオンライン化・キャッシュレス化など利用者の利便性を高めるよう取り組むこととしている。

○地域の隅々まで届ける実演芸術の実施について

財団が目指している地域の文化芸術の発展は、市町村や教育機関、地域住民と一体となって取り組むことが重要であることから、実施可能な市町村とより一層強固な連携に努め、地域の隅々まで、親子向けや若年層を対象とする良質な実演芸術公演を充実して実施することとしている。

○優秀な人材確保のための必要な期間について

公共の文化施設の役割は、芸術家、愛好家の発表・鑑賞の場所だけでなく、地域の創造的な文化芸術の発信・提供の拠点へと大きな転換点に直面している。このため、財団は、鳥取県の文化（実演）芸術分野の専門的かつ中心的役割を担い、公立文化施設（劇場・音楽堂）である管理施設を拠点として県内市町村と連携し、更に文化の創造・発信を行う公益の専門集団として脱皮してきている。合わせて、地域課題を克服するための実演芸術事業を実施するためには、専門人材を地域で育成、活用することが必須である。しかしながら、人材育成は長いスパンで取り組むことが重要で、現在の指定管理期間（5年）では困難であることから、最低でも10年計画とすることが必要である。

10 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
[施設設備の維持管理・緊急時の対応等] ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	4	○コロナ禍においても、安心・安全に施設を利用できるよう、環境改善の提案を県に対して行い、衛生環境の向上に努めた。 ○施設運営に支障を及ぼさないよう、予防保全に努めて適正に施設の維持管理を行っている。 ○建物周囲の清掃等の頻度を増やし、周囲の美化に努めている。 ○防災設備について、積極的に予防保全の提案を行い計画的な維持管理を行っている。
[施設の利用の許可、利用料の徴収等] ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	3	適正に実施されている。
[その他管理施設の管理に必要な業務] ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	4	○受付窓口の改善や利用者ニーズに沿った丁寧な対応を行っており、施設利用者から好評価を得ている。 ○貸出備品のトラブルに対して、すみやかに改善を行うなど臨機応変に対応し、適正に業務を行っている。
[利用者サービス] ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	4	○コロナウイルス感染症拡大の中、利用者数は、127,564人と前年度に比べ49,008人増加した。感染症対策の徹底と文化芸術活動の両立を確保しつつ、受付窓口の一元化やキャッシュレス決済対応などのサービス向上を図り施設の利用促進に取り組んでいる。 ○利用者アンケートや地域懇談会などを通じて得たニーズから、施設の利便性向上に向けて積極的に取り組んでいる。
[文化事業の実施状況] ○実施内容	4	○県内全域の芸術文化振興拠点施設として、アウトリーチ活動や文化活動者の発掘、育成を始めとする「育成・創造型事業」の実施、県内公立文化施設への指導的役割に資する文化事業の運営に取り組んだ。 ・財団で実施する文化芸術事業を体系化し、地域をステージに、アウトリーチを事業の基軸とした、総合的かつ計画的な事業運営を実施。 ・市町村連携による地元施設での演奏会実施や、地元活動者との協働制作など、地域文化と実演芸術の魅力を発信。 ・若手活動者等に対するプロデュース公演、鑑賞事業と連携したワークショップ等の継続的な実施のほか、市町村と連携した質の高い実演芸術の鑑賞機会を確保し、潜在的鑑賞者の掘り起こしと活動者のさらなる育成に積極的に取り組んでいる。
[収入支出の状況]	3	利用料収入51,115千円は前年度より増加(前年度:31,926千円)し事業計画額(48,410千円)を上回った。施設の老朽化に伴う維持修繕費や原油高騰の影響で管理運営費が増加する中で経費節減等に取組み、安定的な収支決算で事業年度を終えた。
[職員の配置]	3	協定の内容どおり事業が実施されており、適切に配置が行われている。
[会計事務の状況] ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務(利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など)	4	公益法人会計の適正処理に努めるとともに、健全な経営体制に向けた取組を実施した。

<p>〔関係法令の遵守状況〕</p> <p>○関係法令に係る行政指導等の有無等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 <p>○県内発注（鳥取県産業振興条例）</p>	3	<p>○全職員を対象にコンプライアンス研修及び人権研修に取り組んでいる。</p> <p>○環境配慮への意識啓発をはじめ、施設周辺の清掃活動に取り組んでいる。</p>
<p>〔県の施策への協力〕</p> <p>○障がい者就労施設への発注</p>	4	<p>外部清掃業務の委託をはじめ、名刺印刷など、障がい者就労施設への発注を積極的に行っている。</p>
総 括	3.6	<p>施設利用に係る基本的な管理運営はもとより、積極的な文化芸術事業を展開し、文化芸術の振興拠点として施設の有効活用及び地域の文化振興に取り組んだ。</p>

- 《評価指標》 5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
- 4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
- 3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
- 2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
- 1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。
- ※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。